

不良債権の状況

金融再生法ベースの債務者区分による開示

(開示対象債権：貸出金及び貸出金関連債権のすべて)

(単位：百万円)

区 分	平成21年3月末		平成21年9月末	
	金 額	総与信額に対する比率	金 額	総与信額に対する比率
破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額 (A)	2,678	2.97%	2,630	2.95%
危険債権額 (B)	2,946	3.27%	2,889	3.24%
要管理債権額 (C)	886	0.98%	1,046	1.17%
(C)のうち3ヵ月以上延滞債権額	—	—	103	0.11%
(C)のうち貸出条件緩和債権額	886	0.98%	942	1.05%
小 計 額 (D)=(A)+(B)+(C)	6,510	7.24%	6,565	7.37%
正常債権額 (E)	83,408	92.75%	82,467	92.62%
総 与 信 額 (F)=(D)+(E)	89,918	100.00%	89,032	100.00%
(D)のうち、担保・保証付等債権額 (G)	2,878		2,817	
実質不良債権額 (H)=(D)-(G)	3,631	4.03%	3,748	4.20%
一般貸倒引当金 (I)	229		256	
個別貸倒引当金 (J)	2,841		2,907	
貸倒引当金合計額 (K)=(I)+(J)	3,071		3,164	
保 全 額 (L)=(G)+(K)	5,950		5,981	
保 全 率 =(L)÷(D)×100	91.39%		91.10%	
実質不良債権額に対する引当率 =(K)÷(H)×100	84.58%		84.42%	
回 収 可 能 債 権 額 =(H)-(K)	559		583	

※百万円未満及び小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

◎上記に対する説明

平成21年9月末の計数は「金融機能再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の範囲により分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

- 平成21年9月末の「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額」及び「危険債権額」は同年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、同年4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実、ならびに債務者区分の変更があった債務者について、当金庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権額」を減算し「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額」を加算しております。なお、回収額は減算しております。

※債務者区分との関係

- ・「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額」は実質破綻先、破綻先に対する債権額です。
- ・「危険債権額」は破綻懸念先に対する債権額です。
- ・「要管理債権額」のうち「3ヵ月以上延滞債権額」とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金額(上記「破産更生債権額等」、及び「危険債権額」を除く)です。
- ・「要管理債権額」のうち「貸出条件緩和債権額」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金額(上記「破産更生債権額等」、「危険債権額」及び「3ヵ月以上延滞債権額」を除く)です。

- 平成21年9月末の「要管理債権額」は、同年3月末時点における残高を前提とし、同年4月1日から9月末までの間に正常先、要注意先に対する債権額のうち①新たに3ヵ月以上延滞となった債権額、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権額を加算し、「破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額」及び「危険債権額」に変更になった債権額並びに回収額を減算しております。
- 平成21年9月末の担保・保証付等債権額につきましては半期中の増減額を勘案しております。
- 「貸倒引当金」は、正常債権以外の債権に対して引当てた金額を記載しております。